



# 鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金)  
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (22) (消費生活センター) . . . . . 5
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (23) (住まいまちづくり課) . . . . . 7
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (24) (〃) . . . . . 8
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (25) (立地戦略課) . . . . . 9
	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例 (26) (空港港湾課) . . . . . 13
	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (27) (〃) . . . . 14
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (28) (会計指導課) . . . . . 15
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (29) (〃) . . . . . 19

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項は条例で定めるとされたことに伴い、これらの事項について定める。

## 2 条例の概要

- (1) 消費生活相談を行う消費生活相談室の名称及び位置を定める。
- (2) 知事は、消費生活相談に関する事務を、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定受託者」という。）に委託する。
- (3) 消費生活センターに、次の職員を置く。
  - ア 所長その他の所要の職員
  - イ 消費生活相談員その他の指定受託者の職員
- (4) 知事は、消費生活相談員の確保及び資質の向上を図るために必要があると認めるときは、指定受託者に対し、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施その他の措置を講ずることを求めるものとする。
- (5) 所長は、事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、平成28年4月1日とする。
- (8) 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期は条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県建築審査会の委員の任期は、2年とする。
- (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

## ◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

高山団地を岩美町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。

## 2 条例の概要

- (1) 次の県営住宅を廃止する。

名称	位置
高山団地	岩美郡岩美町大字高山

- (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

## ◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

企業立地や雇用に関する社会情勢の変化を踏まえ、企業立地事業補助金の加算措置等を見直す。

## 2 条例の概要

- (1) 分割して1年間に交付する企業立地事業補助金の限度額を引き下げる。
- (2) 海外の工場等の移転に伴う事業に対する企業立地事業補助金の加算措置は、県が成長分野と位置付けている事業の場合に限定する。

- (3) 先進技術を活用する事業、県内資源を活用する事業及び著しい雇用増を伴う事業に対する企業立地事業補助金の加算措置について、その割合を引き下げる。
- (4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金について、常時雇用労働者数に応じる部分をなくす。
- (5) 特に著しい雇用増を伴う事業に対する企業立地事業補助金の加算措置を廃止する。
- (6) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成28年10月1日とする(4)及び(5)に関する事項を除き、同年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県港湾管理条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 

鳥取港の利用促進を図るため新たな荷役機械を導入したことに伴い、当該荷役機械の使用料の額を定める。
- 2 条例案の概要
  - (1) グラブバケットの使用料は、1時間につき8,503円とする。
  - (2) 施行期日は、平成28年5月1日とする。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 

鳥取東京線の5便化が2年間延長されることに伴い、着陸料の軽減期間を延長する。
- 2 条例案の概要
  - (1) 鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、平成30年3月24日まで（現行 平成28年3月29日まで）とする。
  - (2) 施行期日は、平成28年3月27日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 

漁業研修支援資金の貸付制度を廃止することに伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 漁業研修支援資金の返還に係る債務の免除に関する規定を削る。
  - (2) 施行期日等
    - ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。
    - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定に係る手数料を次のとおり徴収する。

区 分	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
住宅の用に供する部分	16,000円～257,000円	4,000円～74,000円
住宅の用に供する部分以外の部分	80,000円～799,000円	9,000円～184,000円

- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料について、増築又は改築する場合の認定に係る手数料を次のとおり定める。

区 分	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
一戸建ての住宅	72,000円	17,000円

一戸建ての住宅以外の住宅	147,000円～4,631,000円	34,000円～1,078,000円
--------------	---------------------	--------------------

(3) 技能検定試験の手数料に関する規定中引用する職業能力開発促進法施行令の条項を改める。

(4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第22号

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><u>鳥取県消費生活センター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>消費者安全法</u>（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、<u>鳥取県消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理</u>に関する事項について定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>法第10条第1項の規定に基づき、鳥取県消費生活センター</u>（以下「センター」という。）を米子市に置く。</p> <p>2 センターに、<u>消費生活相談を行う消費生活相談室</u>を次のとおり置く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部消費生活相談室</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>中部消費生活相談室</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>西部消費生活相談室</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>法第8条第1項各号に掲げる事務その他の消費者安全の確保</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>消費者教育の推進</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>生活関連物資の需給又は価格の安定</u>に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>消費者の利益の擁護及び増進</u>を図るために必要な事務</p>	名称	位置	東部消費生活相談室	鳥取市	中部消費生活相談室	倉吉市	西部消費生活相談室	米子市	<p><u>鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>鳥取県立消費生活センターの設置及びその管理</u>に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、<u>鳥取県立消費生活センター</u>（以下「消費生活センター」という。）を米子市に置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>消費生活センターは、次の各号に掲げる業務を行なう。</u></p> <p>(1) <u>消費生活に関する知識の普及及び情報の提供</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>消費生活に関する相談及び苦情の処理</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>商品の試験及び検査</u>に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>消費生活の安定及び向上</u>を図るために必要な業務</p>
名称	位置								
東部消費生活相談室	鳥取市								
中部消費生活相談室	倉吉市								
西部消費生活相談室	米子市								

<p><u>(消費生活相談事務の委託)</u></p> <p><u>第4条</u> 知事は、センターの事務のうち消費生活相談及びこれに付帯する事務を、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定受託者」という。）に委託するものとする。</p> <p>2 指定受託者が前項に規定する事務を行う期間は、知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第5条</u> センターに、次に掲げる職員を置く。</p> <p>(1) 所長その他の所要の職員</p> <p>(2) 消費生活相談員その他の指定受託者の職員</p> <p><u>(消費生活相談員の確保等)</u></p> <p><u>第6条</u> 知事は、消費生活相談員の確保及び資質の向上を図るために必要があると認めるときは、指定受託者に対し、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施その他の措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p><u>(情報の安全管理)</u></p> <p><u>第7条</u> 所長は、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、センターの運営に関する事項は、規則で定める。</p>	<p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第4条</u> この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理に関する事項は、規則で定める。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の鳥取県消費生活センター条例第4条第1項に規定する事務を委託されている者は、平成29年3月31日までの間、同項の規定により当該事務を委託されたものとみなす。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第23号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第10条 略	(組織) 第10条 略
(任期) 第10条の2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補</u> <u>欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	
<u>2 委員は、再任されることができる。</u>	
<u>3 委員は、任期が満了した場合には、後任の</u> <u>委員が任命されるまでその職務を行う。</u>	

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第24号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
宝木団地	鳥取市気高町下光元	宝木団地	鳥取市気高町下光元
		<b>高山団地</b>	<b>岩美郡岩美町大字高山</b>
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治 団地 湖南団地 美穂第1団 地 美穂第2団地 円通寺団 地 国安南団地 宇倍野第1 団地 宇倍野第2団地 西郷 団地 ほきもと団地 宝木団 地	鳥取市	倉田団地 高草団地 西品治 団地 湖南団地 美穂第1団 地 美穂第2団地 円通寺団 地 国安南団地 宇倍野第1 団地 宇倍野第2団地 西郷 団地 ほきもと団地 宝木団 地	鳥取市
略		<b>高山団地</b>	<b>岩美町</b>
		略	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

第 1 条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(補助金の額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前 3 項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が <u>7 億円</u> を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1 年間につき <u>7 億円</u> を限度とし、分割して行うものとする。<u>ただし、分割の回数が 7 回を超えることとなるときは、この限りでない。</u></p> <p>5～7 略</p> <p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>2 <u>県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）</u>であって、知事が特に認めるもの</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業（7の項に該当するものを除く。） 100分の10</p> <p>イ <u>アに掲げる事業以外の事業のうち海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）</u> 100分の10</p> </td> </tr> </table>	略		<p>2 <u>県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）</u>であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業（7の項に該当するものを除く。） 100分の10</p> <p>イ <u>アに掲げる事業以外の事業のうち海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）</u> 100分の10</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前 3 項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が <u>10 億円</u> を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1 年間につき <u>10 億円</u> を限度とし、分割して行うものとする。</p> <p>5～7 略</p> <p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>2 <u>次のいずれかに該当する事業</u>であって、知事が特に認めるもの</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業のうち7の項に該当しないもの 100分の10</p> <p><u>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分</u></p> </td> </tr> </table>	略		<p>2 <u>次のいずれかに該当する事業</u>であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業のうち7の項に該当しないもの 100分の10</p> <p><u>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分</u></p>
略									
<p>2 <u>県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）</u>であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業（7の項に該当するものを除く。） 100分の10</p> <p>イ <u>アに掲げる事業以外の事業のうち海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）</u> 100分の10</p>								
略									
<p>2 <u>次のいずれかに該当する事業</u>であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業のうち7の項に該当しないもの 100分の10</p> <p><u>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分</u></p>								

	<p>ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業のうち特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるもの 100分の10</p> <p>エ アからウまでに掲げる事業以外の事業 100分の5</p> <p>(2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア (1)のアからウまでに掲げる事業 100分の50</p> <p>イ (1)のアからウまでに掲げる事業以外の事業 100分の25</p>	<p><u>野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）</u></p> <p>(2) <u>先進的な技術を活用する事業</u></p> <p>(3) <u>県内の資源を活用する事業</u></p> <p>(4) <u>著しい雇用の増加を伴う事業</u></p>	<p>イ アに掲げる事業以外の事業のうち特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるもの 100分の10</p> <p>ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の5</p> <p>(2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア (1)のア及びイに掲げる事業 100分の50</p> <p>イ (1)のア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の25</p>
<p>3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの(2の項に該当するものを除く。)</p> <p>(1) 先進的な技術を活用する事業</p> <p>(2) 県内の資源を活用する事業</p> <p>(3) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>		
<p><u>4</u> 略</p>		<p><u>3</u> 略</p>	
<p><u>5</u> 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>	<p><u>4</u> 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の</p>
		<p><u>5</u> 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の</p>

	業であって、知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）
略	合計額（10億円を限度とする。）
略	略

第2条 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条、第5条関係）			別表第1（第3条、第5条関係）		
事業の区分	認定要件	補助金の額	事業の区分	認定要件	補助金の額
略			略		
コンテンツ・事務管理関連雇用事業	第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。	コンテンツ・事務管理関連雇用事業	第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。
	第2条第4号イに掲げる事業	常時雇用労働者（県内転入者は、2人までとする。）が5人以上増加すること。		第2条第4号イに掲げる事業	常時雇用労働者（県内転入者は、2人までとする。）が5人以上増加すること。
		次に掲げる額の合計額			次に掲げる額の合計額 <u>(1) 事業の実施前より増加した常時雇用労働者（第2条第4号イに掲げる事業にあつては、県内転入者は2人までとする。）のうち引き続き6月以上同時に雇用したものの最大数（前年までのコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付対象となった数を控除し、その数を順次合計した数の上限を100とする。）に50万円を乗じて得た額</u>
		(1) 略			(2) 略
		(2) 略			(3) 略
備考 略			備考 略		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
略			略		
2	県が定める安	次に掲げる額の合計額（10億円	2	県が定める安	次に掲げる額の合計額（10億円

<p>定的かつ持続可能な経済成長のため計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）であって、知事が特に認めるものを限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合には、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア・イ 略</p> <p>ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の5</p> <p>(2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア (1)のア及びイに掲げる事業 100分の50 イ (1)のア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の25</p> <p>略</p>	<p>定的かつ持続可能な経済成長のため計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）であって、知事が特に認めるものを限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合には、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア・イ 略 ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業のうち特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるもの 100分の10 エ アからウまでに掲げる事業以外の事業 100分の5</p> <p>(2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア (1)のアからウまでに掲げる事業 100分の50 イ (1)のアからウまでに掲げる事業以外の事業 100分の25</p> <p>略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金について適用し、同日前に同項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の新条例の規定は、平成28年10月1日以後に新条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金及び同条第3項の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金について適用し、同日前に新条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金及び同条第3項の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金については、なお従前の例による。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第26号**

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
1 港湾施設用地以外の港湾施設				1 港湾施設用地以外の港湾施設			
港湾施設の種類	区分	使用料		港湾施設の種類	区分	使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
荷役機械	ジブクレーンを使用する場合	1時間につき	5,142円	荷役機械		1時間につき	5,142円
		1週間につき	230,400円			1週間につき	230,400円
	グラブバケットを使用する場合	1時間につき	8,503円				
略				略			
2 略				2 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、平成28年5月1日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第27号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～3 略 4 <u>附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、平成30年3月24日までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</u>	附 則 1～3 略

附 則

この条例は、平成28年3月27日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲		貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	
略				略			
医師 海外 留学 資金 貸付 金	県内における 医療水準の向上 及び医師の確保 を図るため、海 外に留学して国 内では修得し、 又は経験するこ とが難しい診療 に係る知識又は 技術を修得する 研修を受ける者 で、留学終了 後、知事が指定 する県内の病院 において医師の 業務に従事し、 その成果を伝達 しようとするも のに対して貸し 付ける資金	3 前号に該当 する場合を除 き、死亡し、 又は精神若し くは身体に著 しい障害を受 けたため医師 の業務に従事 することがで きなくなった とき。	債務の全部 又は一部	医師 海外 留学 資金 貸付 金	県内における 医療水準の向上 及び医師の確保 を図るため、海 外に留学して国 内では修得し、 又は経験するこ とが難しい診療 に係る知識又は 技術を修得する 研修を受ける者 で、留学終了 後、知事が指定 する県内の病院 において医師の 業務に従事し、 その成果を伝達 しようとするも のに対して貸し 付ける資金	3 前号に該当 する場合を除 き、死亡し、 又は精神若し くは身体に著 しい障害を受 けたため医師 の業務に従事 することがで きなくなった とき。	債務の全部 又は一部
				漁業 研修 支援 資金	県内における 漁業者（漁業法 （昭和24年法律 第267号）第2 条第2項に規定 する漁業者をい う。）及び漁業 従事者（同項に	1 漁業研修を 修了した日か ら1年（災 害、疾病その 他やむを得な い理由により 知事が必要と 認めるとき	債務の2分 の1

					<p>規定する漁業従事者をいう。)の確保に資するため、新たに海面における漁業に就業しようとする者で、知事の認定を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修(以下「漁業研修」という。)</p>	<p>は、知事がその都度定める期間)以内に県内において海面における漁業に従事し、引き続き5年間従事したとき(当該5年間の期間1年につき90日以上出漁した場合に限る。)</p>	
					<p>を受けるものに対して貸し付ける資金</p>	<p>2 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき(当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)</p>	<p>前号の規定により免除された後の債務の5分の1</p>
						<p>3 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき(当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)</p>	<p>前号の規定により免除された後の債務の4分の1</p>
						<p>4 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間</p>	<p>前号の規定により免除された後の債務の3分の1</p>



						県内において海面における漁業に従事したとき（当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。）。	
						5 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき（当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。）。	前号の規定により免除された後の債務の2分の1
						6 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき（当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。）。	前号の規定により免除された後の債務の全部
						7 前6号の期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなく	債務の全部

						なったとき。 8 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
略				略			
備考 1～4 略				備考 1～4 略 5 <u>漁業研修支援資金の項免除の条件の欄第1号から第6号までの規定による海面における漁業に従事した期間（以下「漁業従事期間」という。）の計算については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため漁業に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより漁業に従事したときは、後の漁業従事期間は、前の漁業従事期間に引き続くものとみなす。</u>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に貸し付けた漁業研修支援資金の返還に係る債務の免除については、改正前の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第29号**

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(199) 略</p> <p>(200) <u>職業能力開発促進法第46条第2項の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(201) <u>職業能力開発促進法第49条の規定に基づく合格証書の再交付 1件につき2,000円</u></p> <p>(201の2)～(315) 略</p> <p>(315の2) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</u></p> <p>ア <u>住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>イ <u>住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準適合証の添付がある場合</th> <th style="text-align: center;">基準適合証の添付がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 一戸建ての住宅に係</td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額		基準適合証の添付がある場合	基準適合証の添付がない場合	1 一戸建ての住宅に係	1件につき	1件につき	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(199) 略</p> <p>(200) <u>職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(201) <u>職業能力開発促進法施行令第3条第2号の規定に基づく合格証書の再交付 1件につき2,000円</u></p> <p>(201の2)～(315) 略</p> <p>(315の2) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
区分		金額							
	基準適合証の添付がある場合	基準適合証の添付がない場合							
1 一戸建ての住宅に係	1件につき	1件につき							

る長期優良住宅建築等 計画	17,000円	72,000円	
2 一戸建ての住宅以外 の住宅に係る長期優良 住宅建築等計画			
(1) 床面積の合計が 500平方メートル以下 の住宅に係るもの	1件につき 34,000円	1件につき 147,000円	
(2) 床面積の合計が 500平方メートルを超 え、1,000平方メー トル以下の住宅に係 るもの	1件につき 55,000円	1件につき 235,000円	
(3) 床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え、3,000平方メ ートル以下の住宅に係 るもの	1件につき 94,000円	1件につき 464,000円	
(4) 床面積の合計が 3,000平方メートルを 超え、5,000平方メ ートル以下の住宅に係 るもの	1件につき 182,000円	1件につき 832,000円	
(5) 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方 メートル以下の住宅 に係るもの	1件につき 341,000円	1件につき 1,430,000 円	
(6) 床面積の合計が 10,000平方メートル を超え、20,000平方 メートル以下の住宅 に係るもの	1件につき 634,000円	1件につき 2,646,000 円	
(7) 床面積の合計が 20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以下の住宅 に係るもの	1件につき 904,000円	1件につき 3,781,000 円	
(8) 床面積の合計が 30,000平方メートル を超える住宅に係 るもの	1件につき 1,078,000 円	1件につき 4,631,000 円	
(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に 基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額			(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に 基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの（アに掲げるものを除く。） 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号アの表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ウ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの（アに掲げるものを除く。）  
変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号イの表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画  
次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号に	適合証の添付がある場合

ア 略

イ その他のもの 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号の表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	<u>適合証</u> （低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、エネルギーの使用の	適合証の添付がある場合

<p>において「適合証」という。)の添付がない場合</p>	<p>合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが交付したものをいう。以下同じ。)の添付がない場合</p>				
略	略				
(イ)・(ウ) 略					
<p>イ 住宅の用に供する建築物(非住宅部分のあるもの及び共用部分のないものを除く。)全体に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>ウ 住宅(共用部分を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額</p> <p>エ 住宅以外の用に供する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ウ)に定める額</p> <p>(315の6) 略</p> <p>(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>イ 共用部分のある共同住宅全体に係るもの(ア)に掲げるものを除く。) アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>ウ 共同住宅の共用部分以外の部分又は一戸建ての住宅に係るもの アの(ア)に定める額</p> <p>エ 住宅以外の建築物全体に係るもの アの(ウ)に定める額</p> <p>(315の6) 略</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額		建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合	
区分	金額				
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合				

1	一戸建ての住宅		
(1)	床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき31,000円	1件につき4,000円
(2)	床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき35,000円	1件につき4,000円
2	一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。）		
(1)	床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき63,000円	1件につき9,000円
(2)	床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき105,000円	1件につき18,000円
(3)	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき180,000円	1件につき41,000円
(4)	床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき257,000円	1件につき74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合（以下この号及び第315号の9において「簡易評価法の場合」という。）は、80,000円）	1件につき9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき337,000円（簡易評価法の	1件につき25,000円

	方メートル未満	場合は、134,000円 円)	
3	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき481,000円（簡易評価法の場合は、216,000円)	1件につき74,000円
4	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき592,000円（簡易評価法の場合は、282,000円)	1件につき116,000円
5	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき700,000円（簡易評価法の場合は、339,000円)	1件につき147,000円
6	25,000平方メートル以上	1件につき799,000円（簡易評価法の場合は、398,000円)	1件につき184,000円

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 アの(ア)に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 アの(イ)に定める額

(315の8) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 増加する住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの(ア)に定める額

イ 変更後の住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの(ア)に定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 変更後の非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの(イ)に定める額

(315の9) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ



## れに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 一戸建ての住宅		
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき31,000円（簡易評価法の場合は、16,000円）	1件につき4,000円
(2) 床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき35,000円（簡易評価法の場合は、17,000円）	1件につき4,000円
2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。）		
(1) 床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき63,000円（簡易評価法の場合は、30,000円）	1件につき9,000円
(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき105,000円（簡易評価法の場合は、52,000円）	1件につき18,000円
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき180,000円（簡易評価法の場合は、94,000円）	1件につき41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方	1件につき257,000円（簡易評価法の	1件につき74,000

メートル以上	場合は、143,000円 円)
--------	--------------------

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易評価法の場合は、80,000円）	1件につき9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき337,000円（簡易評価法の場合は、134,000円）	1件につき25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき481,000円（簡易評価法の場合は、216,000円）	1件につき74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき592,000円（簡易評価法の場合は、282,000円）	1件につき116,000円
5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき700,000円（簡易評価法の場合は、339,000円）	1件につき147,000円
6 25,000平方メートル以上	1件につき799,000円（簡易評価法の場合は、398,000円）	1件につき184,000円

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）に係るもの アの(ア)に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係るもの アの(イ)に定める額

(316)～(328) 略

2 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。